

指名競争入札における「主任(監理)技術者の兼務届(予定)」の提出について

主任技術者を配置する場合で、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事の主任技術者と兼務させるとき、又は監理技術者を配置する場合で、同法第26条第3項ただし書の規定による監理技術者を補佐する者を専任で配置して他の工事の監理技術者と兼務させるときは、指名競争入札の入札書提出にあたり、「主任技術者兼務届(予定)」又は「監理技術者兼務届(予定)」(以下、「兼務届(予定)」という。)を提出してください。

※事後審査方式一般競争入札の場合は、この取扱いの対象ではありません。

※愛知県建設局及び都市・交通局、建築局発注工事に関する建設業法施行令第27条第2項の規定及び同法第26条第3項ただし書の規定に関する運用については、建設企画課のWebページを参照してください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html>

1 趣旨

「兼務届(予定)」は、主任技術者又は監理技術者の兼務予定について確認するため、事前に報告をお願いするものです。

※ 建設業法施行令第27条第2項、同法第26条第3項ただし書の適用の予定がない場合、あるいは兼務させる双方の工事がともに専任を要しない工事である場合は、提出の必要はありません。

※ 契約後に改めて「主任技術者兼務届」又は「監理技術者兼務届」の提出が必要となります。

2 提出方法

電子入札システム(CALS/EC)による入札書提出の際に、別に添付をお願いしている工事費内訳書と合わせて、「内訳書追加」機能により送信してください。

※ 「内訳書追加」機能では、複数のファイルを添付することができないため、工事費内訳書と兼務届(予定)(※参考図面を含む。)をまとめてフォルダに保存し、フォルダ名を「内訳書(+兼務届)」としたうえで、zip形式に圧縮して一つの添付ファイルとして送信してください。(圧縮フォルダの容量が1MBを超える場合は、参考図面を別途紙で提出してください。)

※ 電子入札システムを利用できない等の事情により、承認を受けて紙入札を行う場合は、入札書提出の前日(週休日等に当たる場合はその前の開庁日)午後5時までに、所管の建設事務所総務課経理グループ(本庁発注工事の場合は建設局土木部建設総務課契約グループ)に兼務届(予定)を提出してください。

3 様式・記入例のダウンロード

様式は、建設総務課の Web ページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-somu/yoshiki.html>